

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援 等）

- ・社員一丸となり、法令順守事項を守り、全てのお客様に納入する全製品に対し、「創意工夫」と「適切なプロセス」を心がけ、完全な製品を納期通りに引き渡すことに全力で尽くします。
- ・年度末に顧客満足度アンケートを実施し、お客様に満足していただけなかった等の低評価を受けてしまった場合には、積極的に改善を実施しています。
- ・消滅型生ごみ処理機の製造・普及により、購入していただいた取引先企業においての使用を通じ焼却される生ごみが削減され、フードロス→廃棄→焼却→埋立てにより脱炭素化と CO₂ 排出量の削減に貢献し、社会全体の脱炭素化と CO₂ 排出量の削減に寄与します。

b. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

- ・持続可能な社会づくりを目指し、SDGs の理念に基づいた地域のボランティア活動に参加しています。
- ・工場敷地を landscape とし、アーバンスポーツが出来るよう設計し、一般に開放する。また同様に市民が散歩出来るような憩いの場として一般に解放する。
- ・工場敷地の landscape を用い、取引先企業、関係企業および近隣の商店やワイナリーなどと共に、マルシェを開き蕎麦やパン、ワインの試飲や販売会を実施する。(b. の取組みは 2026 年 7 月完成予定の茨城県常陸太田工場で実施予定)

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に 1 回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のた

めの価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とします。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

約束手形の利用の廃止に向け、現金払いや電子記録債権への移行を進めています。

2024 年 4 月 19 日

(2025 年 9 月 8 日更新)

有限会社ステンレスアート共栄 代表取締役社長 永友 義浩
企 業 名 役職・氏名（代表権を有する者）